

〔日本書紀欽十九〕十四年七月甲子、蘇我大臣稻目宿禰奉勅遣王辰爾、數錄船賦、即以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史、今船連之先也、

〔大内家壁書〕諸商買船、諸公事免許事、雖有望申族、自今以後、不可申次之、若於有御免輩者、爲上意可被仰出之也、仍壁書如件、

文明十九年三月廿九日

左衛門尉武明

大炊助弘

〔地方凡例錄五〕一帆別運上。

是は廻船運上也、帆の反數に掛け運上相納む、大坂堺其外灘目等の攝州より中國筋、海邊の湊々を都て灘目と云、廻船は多分の運上差出、遠國も同然也、又新船造り立る時は、村役人へ相届け、支配地頭へ願出、船數帳に相記す、尤支配地頭より焼印いたし相渡す、又上方舟は勿論、國々の廻船にても、江戸大坂へ廻す船は、船方役所の焼印を申請ることなり、  
一 川船役。

是は高瀬舟、平駄、鵜飼ぼう丁にたり等、川筋にて荷物を積む船、都て役錢相納む、御府内にて川船奉行有之、江戸船は勿論、國々の船にても、江戸江相廻す船は、川船役所へ運上差出、焼印請之、又江戸へ不廻舟には、川船奉行の焼印は不請、支配地頭之焼印を請て、何れも役錢を相納む、川船役所へ運上差出船にても、支配地頭江役錢差出す國々所々にて、多少の違あり、  
一 小船役。

是は、漁船作船等荷船に無之舟の役錢、是も所に依り異同あり、

〔京都御役所向大概覺書七〕同所近江大津百艘船役初り之事

一百艘舟之儀、右貳千百六拾六艘之内ニ而、舟持共、大津堅田ニ罷在候、是者關ヶ原御陣之節御奉